

# 「企業短期経済観測調査」の見直しにおける業種分類

調査統計局

## はじめに

日本銀行調査統計局では、昨年6月に「企業短期経済観測調査」<sup>(注1)</sup>の見直しに関する最終案を公表し<sup>(注2)</sup>、目下、2003年度中の実現<sup>(注3)</sup>を目指して作業を進めているところです。今回の見直しの狙いは、産業構造の変化や企業会計制度の変更等を適切に反映させるとともに、統計精度をさらに高めることです。このため、調査先企業の選定基準や調査項目等のほか、業種分類についても見直すこととしています。短観調査の業種分類については、日本標準産業分類を基本としていますが、先般、統計審議会の答申を受けて総務省により改訂日本標準産業分類の告示が行われ、本年10月から適用されることが決まりました。

この日本標準産業分類の改訂を踏まえ、上記の2003年度中に予定している短観調査の見直し実施の際に適用する新しい業種分類について検討の結果、以下の通りとすることとしましたの

でお知らせします<sup>(注4)</sup>。なお、詳細は後掲別紙(1～3)をご覧ください。

## 1. 業種分類の見直し

短観調査の見直しにおける業種分類上の主な変更点は、①「情報通信業」、「飲食店、宿泊業」を新設、②「サービス業」を「対事業所サービス」および「対個人サービス」に分割、③「その他非製造業」を「鉱業」に名称変更、④「輸送用機械」の内訳分類を3分類(「自動車」、「造船・重機」、「その他輸送用機械」)から2分類(「自動車」、「造船・重機、その他輸送用機械」)に再編、の4点です。

### (1) 「情報通信業」、「飲食店、宿泊業」の新設

改訂日本標準産業分類において、「情報通信業」、「飲食店、宿泊業」が新設されましたので、短観調査でもこれらの業種を新設します。「情報通信業」は、現行短観調査の「通信業」、

(注1) 以下、「短観調査」と略します。

(注2) 見直し案については、『企業短期経済観測調査』の見直し案について(『日本銀行調査月報』2000年11月号掲載)および『企業短期経済観測調査』の見直しに関する最終案(同2001年7月号掲載)をご覧ください。

(注3) 具体的な実現時期については、見直し作業の状況を踏まえて、改めてお知らせする予定です。

(注4) 昨年6月の短観調査の見直し最終案において、「調査対象業種の見直し、拡充」の方針を打出していましたが、同案の中で、「日本標準産業分類の見直し結果如何では、短観調査見直しにおける業種分類は、今後変更があり得る」旨お伝えしていました。

「サービス業の中に含まれる情報関連業種<sup>(注5)</sup>」および「その他製造業の一部（新聞業、出版業等）」を併せた業種です。「情報通信業」については、全体のほかその内訳を「通信業」、「情報サービス業<sup>(注6)</sup>」および「その他情報通信業」の3つに分けて集計・公表します<sup>(注7)</sup>。

一方、「飲食店、宿泊業」は、現行短観調査の「サービス業」に含まれる当該業種を独立させるものです。

このほか、改訂日本標準産業分類においては、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」および「複合サービス事業」が新設されました。短観調査においては、これらを独立の業種としては設けませんが、後述のように「医療、福祉」および「教育、学習支援業」の一部を新たに調査対象業種として取込み、「対個人サービス」に分類します。

## (2) サービス業の細分化

現行短観調査の「サービス業」は、多様な業種を含んでいますが、前述の通り、見直し後は一部が「情報通信業」および「飲食店、宿泊業」に移ります。さらに、残った「サービス業」について、私どもで「対事業所サービス」および「対個人サービス」のいずれかに分類したうえで集計することとします。両者の区分の詳細については、後掲別紙3（「見直し後の短観業種区分コード」）をご覧ください。

## (3) 「その他非製造業」の「鉱業」への名称変更

現行短観調査の「その他非製造業」は「鉱業」のみを対象としており、この点は見直し後も変わらないことから、見直しを機に実態を分かり易く示すために、名称を「鉱業」に変更します。

## (4) 「輸送用機械」の内訳分類の見直し

現行短観調査の「自動車」、「造船・重機」および「その他輸送用機械」の3分類のうち、後者の2区分については母集団企業数が比較的少なくなっています。このため、将来にわたって安定的な集計を確保する観点から、見直しを機に当該2区分を統合し、「自動車」、「造船・重機、その他輸送用機械」の2分類に再編します。

このほか、「電気機械」の内訳分類を設けるか否かについても検討しましたが、短観調査においては、「電気機械」の細分化は行わず、将来の検討課題としました。改訂日本標準産業分類においては、現行の「電気機械器具製造業」に加えて、「情報通信機械器具製造業」および「電子部品・デバイス製造業」が設けられました。しかしながら、短観調査は事業所単位で経済活動を分類する日本標準産業分類とは異なり、企業単位の統計調査です。企業単位でみると、複数の電気機械の内訳分類を兼営するケースが多く、調査先を明

〔注 5〕 具体的には、「映画・ビデオ制作業」、「放送業」および「情報サービス・調査業」等が含まれます。

〔注 6〕 「情報サービス業」は、改訂日本標準産業分類における分類で、具体的には、「ソフトウェア業」および「情報処理・提供サービス業」により構成されます。

〔注 7〕 改訂日本標準産業分類において、「情報通信業」は「通信業」、「情報サービス業」のほか、「放送業」、「インターネット附随サービス業」、「映像・音声・文字情報制作業」に内訳分類されています。このうち、例えば、新設の「インターネット附随サービス業」は、新しい業種であるだけに、現時点ではその実態が明らかではありません。従って、今後、企業の実態や母集団規模およびその安定性を見極めたうえで、将来的に「情報通信業」のさらなる細分化の可否を改めて判断することとし、短観調査の見直しにおいては、上記の3分類に止める考えです。

確に上記の3分類に分けることは難しいと判断しました。従って、短観調査の「電気機械」は、見直し以降も上記の3分類を纏めた区分とします。

## 2. 調査対象業種の追加

短観調査の対象業種の選定に当たっては、調査の目的、特性に照らして、業況判断が景気動向と関連があるかどうか、また、事業の営利性の強さからみて、売上高、収益、設備投資等が他の業種と比較可能かといった観点から判断しています。最近の産業構造の変化を踏まえつつ、新たな目で調査対象業種の見直しを行った結果、見直し以降、福祉、教育関連を中心として以下の業種を調査対象に追加し、「対事業所サービス」または「対個人サービス」のいずれかに含めて集計することとします（下記の業種名称は改訂日本標準産業分類に基づいており、殆どは、昨年6月の短観調査の見直し最終案でも採用する旨お知らせしていた業種です）。

①産業廃棄物処理業、②土木建築サービス業、③デザイン・機械設計業（以上「対事業所サービス」）

④専修学校、各種学校、⑤学習塾、⑥教養・技能教授業、⑦老人福祉・介護事業（訪問介護事業を除く）、⑧その他の社会保険・社会福祉・

介護事業（以上「対個人サービス」）

## 3. 金融機関調査の業態区分

金融機関調査について、2003年度中の短観調査の見直しを機に、調査対象範囲や調査項目を拡充し、「全国短観」を補完する標本調査と位置付け、「全国短観」同様に母集団推計値<sup>(注8)</sup>を算出することは、既に見直し案でお知らせしています。

標本設計上の区分としては、①「都市銀行・長期信用銀行・信託銀行等<sup>(注9)</sup>」、②「地方銀行・第二地方銀行協会加盟銀行」、③「信用金庫」、④「系統金融機関等」、⑤「証券業」、⑥「保険業」、⑦「貸金業・投資業等<sup>(注10)</sup>」の7つに分けて、これらの業態に属する金融機関を母集団として、総資産を基準に調査対象企業を「層化抽出<sup>(注11)</sup>」により選定します<sup>(注12)</sup>。

一方、公表に際しては、今後、調査先の異動があっても、安定的な公表区分を確保する観点から「銀行業（上記の①+②）」、「信用金庫・系統金融機関等（同③+④）」、「証券業」、「保険業」および「貸金業・投資業等」の5区分とします。

なお、現行短観の金融機関については、関連会社計上分も含めた連結ベースで調査を行っていますが、見直しを機に、金融機関も「全国短観」と同様に単体ベースで調査を行うこととします。

(注8) 「(単純集計値÷回答社数)×母集団企業数」の計算式により算出します。

(注9) 1993年10月以降に業務を開始した信託銀行および外銀信託を含みます。この点は、2000年11月の見直し案を変更しています。また、既存の業態に属さず、インターネットやATM等を利用した金融仲介を専門に行う新形態の銀行も含めます。

(注10) 改訂日本標準産業分類における「貸金業、投資業等非預金信用機関」に該当します。

(注11) 母集団が同質でない時に、似通ったもの同士を「層」と呼ばれるグループに適宜分割し、各層に応じて標本を抽出する方法を「層化抽出」（あるいは「層別抽出」と言います）。

(注12) 但し、「都市銀行」、「長期信用銀行」および「信託銀行（1993年10月以降に業務を開始した信託銀行および外銀信託を除く）」については、現行と同様に悉皆調査とします。

## 新旧公表業種区分一覧

## ▼全国短観

【現 行】

全産業
製造業
素材業種
繊維
木材・木製品
紙・パルプ
化学
石油・石炭製品
窯業・土石製品
鉄鋼
非鉄金属
加工業種
食料品
金属製品
一般機械
電気機械
輸送用機械
造船・重機
自動車
その他輸送用機械
精密機械
その他製造業
非製造業
建設・不動産
建設
不動産
卸・小売
卸売
小売
運輸・通信
運輸
通信
電気・ガス
サービス
リース
その他非製造業

【見直し後】

全産業
製造業
素材業種
繊維
木材・木製品
紙・パルプ
化学
石油・石炭製品
窯業・土石製品
鉄鋼
非鉄金属
加工業種
食料品
金属製品
一般機械
電気機械
輸送用機械
造船・重機、その他輸送用機械
自動車
精密機械
その他製造業
非製造業
建設・不動産
建設
不動産
卸・小売
卸売
小売
運輸
情報通信
通信
情報サービス
その他情報通信
電気・ガス
サービス
対事業所サービス
対個人サービス
飲食店・宿泊
リース
鉱業

(統合)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(名称変更)

## ▼金融機関調査

【現 行】

金融機関
銀行業
都市銀行
地方銀行
地方銀行II
証券業
保険業
主要企業+金融機関
非製造業+金融機関

【見直し後】

金融機関
銀行業
信用金庫・系統金融機関等
証券業
保険業
貸金業・投資業等
全産業+金融機関
非製造業+金融機関

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)



## 見直し後の短観業種区分コード

短観業種分類		日本標準産業分類 (コード)
製 造 業	繊維	繊維工業 (11)、衣服・その他の繊維製品製造業 (12)、化学工業 (17) の中の化学繊維製造業 (174)
	木材・木製品	木材・木製品製造業 (13)、家具・装備品製造業 (14)
	紙・パルプ	パルプ・紙・紙加工品製造業 (15)
	化学	化学工業 (17) (化学繊維製造業 (174) を除く)
	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業 (18)
	窯業・土石	窯業・土石製品製造業 (22)
	鉄鋼	鉄鋼業 (23)
	非鉄金属	非鉄金属製造業 (24)
	食料品	食料品製造業 (09)、飲料・たばこ・飼料製造業 (10)
	金属製品	金属製品製造業 (25)
	一般機械	一般機械器具製造業 (26)
	電気機械	電気機械器具製造業 (27)、情報通信機械器具製造業 (28)、電子部品・デバイス製造業 (29)
	造船・重機、その他輸送用機械	輸送用機械器具製造業 (30) (自動車・同附属品製造業(301) を除く)
	自動車	輸送用機械器具製造業 (30) の中の自動車・同附属品製造業 (301)
精密機械	精密機械器具製造業 (31)	
その他製造業	印刷・同関連業 (16)、プラスチック製品製造業 (19)、ゴム製品製造業 (20)、なめし革・同製品・毛皮製造業 (21)、その他の製造業(32)	
非 製 造 業	建設	総合工事業 (06)、職別工事業 (07)、設備工事業 (08)
	不動産	不動産取引業 (68)、不動産賃貸業・管理業 (69)
	卸売	各種商品卸売業 (49)、繊維・衣服等卸売業 (50)、飲食料品卸売業 (51)、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (52)、機械器具卸売業 (53)、その他の卸売業 (54)
	小売	各種商品小売業 (55)、織物・衣服・身の回り品小売業 (56)、飲食料品小売業 (57)、自動車・自転車小売業 (58)、家具・じゅう器・機械器具小売業 (59)、その他の小売業 (60)
	運輸	鉄道業 (42)、道路旅客運送業 (43)、道路貨物運送業 (44)、水運業 (45)、航空運輸業 (46)、倉庫業 (47)、運輸に附帯するサービス業 (48)
	通信	通信業 (37)
	情報サービス	情報サービス業 (39)
	その他情報通信	放送業 (38)、インターネット附随サービス業 (40)、映像・音声・文字情報制作業 (41)
	電気・ガス	電気業 (33)、ガス業 (34)、熱供給業 (35)
	対事業所サービス	土木建築サービス業 (805)、デザイン・機械設計業 (806)、産業廃棄物処理業 (852)、機械修理業 (871)、自動車賃貸業 (884)、広告業 (89)、その他の事業サービス業 (90)
	対個人サービス	老人福祉・介護事業<訪問介護事業を除く> (754)、その他の社会保険・社会福祉・介護事業 (759)、専修学校・各種学校 (767)、学習塾 (773)、教養・技能教授業 (774)、写真業 (808)、洗濯・理容・美容・浴場業 (82)、その他の生活関連サービス業 (83)、娯楽業 (84)、自動車整備業 (86)、機械等修理業 (87) (機械修理業 (871) を除く)、スポーツ・娯楽用品賃貸業 (885)、その他の物品賃貸業 (889)
	飲食店・宿泊	一般飲食店 (70)、遊興飲食店 (71)、宿泊業 (72)
	リース	物品賃貸業 (88) (自動車賃貸業 (884)、スポーツ・娯楽用品賃貸業 (885)、その他の物品賃貸業 (889) を除く)
	鉱業	鉱業 (05)

日本標準産業分類の中分類で記載。但し、アンダーラインの3桁コードは小分類。

【全国短観非対象業種】

農業 (01)、林業 (02)、漁業 (03)、水産養殖業 (04)、水道業 (36)、大分類K金融・保険業 (銀行<中央銀行を除く> (612)、協同組織金融業 (62)、貸金業・投資業等非預金信用機関 (64)、証券業 (651)、生命保険業 (671)、損害保険業 (672) を除く)、大分類N医療、福祉 (老人福祉・介護事業<訪問介護事業を除く> (754)、その他の社会保険・社会福祉・介護事業 (759) を除く)、大分類O教育、学習支援業 (専修学校・各種学校 (767)、学習塾 (773)、教養・技能教授業 (774) を除く)、大分類P複合サービス事業全部、専門サービス業<他に分類されないもの> (80) (土木建築サービス業 (805)、デザイン・機械設計業 (806)、写真業 (808) を除く)、学術・開発研究機関 (81)、廃棄物処理業 (85) (産業廃棄物処理業 (852) を除く)、政治・経済・文化団体 (91)、宗教 (92)、その他のサービス業 (93)、外国公務 (94)、大分類R公務全部、大分類S分類不能の産業全部